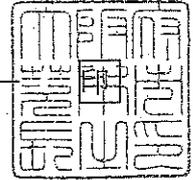


(参考書式4) (第9条関係)

茨福第1108号
令和3年8月11日

茨木市個人情報保護運営審議会長 様

茨木市長 福岡洋
(担当課 地域福祉課)



外部提供に係る意見照会について (諮問)

次のとおり保有個人情報の外部提供をしたいので、茨木市個人情報保護条例第9条第2項第6号の規定により意見を求めます。

事務の名称	住民基本台帳事務
所管課	市民文化部市民課
事務の目的及び概要	住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務処理の基礎となる住民基本台帳に関する事務を行う。本市に住民登録のあるDV等被害者の情報を保護するため、支援措置についての申出を受け、関係課で共有する。
外部提供の対象	市内在住の65歳以上のひとり暮らし高齢者
外部提供先	社会福祉法人茨木市社会福祉協議会及びその内部組織である地区福祉委員会
提供する個人情報の項目	氏名、住所、年齢、生年月日
提供する理由	実施機関が住民基本台帳に記録された情報に基づき作成した単身高齢者名簿を年1回程度、社会福祉法人茨木市社会福祉協議会に提供し、その内部組織である地区福祉委員会も含め、情報を共有することによって、地域と関わりの少ない単身高齢者に対しても、地区福祉委員会が実施する事業等への参加の呼びかけを行うなどして、日々の見守り活動等につなげ、地域の見守りの網の目を細かくし、高齢者が社会から孤立せず、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指すため。
備考	電子情報については、社会福祉法人茨木市社会福祉協議会事務局のみ提供することとし、地区福祉委員会には紙媒体のみ提供することとします。

令和3年8月11日
福祉部地域福祉課

1 諮問の趣旨

本市では、年々単身高齢者が増加しており、生活において身の回りの困りごとが生じた場合など、行政だけでは対応が困難な事例については、地域での交流や支え合いによる解決が必要となっている。

とりわけ昨今、新型コロナウイルスの影響により多くの高齢者の外出機会が減り、孤独死やフレイルの進行などが高齢者を取り巻く喫緊の課題となっており、中でも単身高齢者はそのリスクが高いことから、地域における見守り体制の強化が求められているところである。

社会福祉法人茨木市社会福祉協議会（以下「茨木市社会福祉協議会」という。）は、本市における地域福祉の推進を図る上で中心的な役割を担っており、その内部組織である地区福祉委員会は、単身高齢者の見守りを含む地域の支えあい活動を展開している。

地区福祉委員会は、地域における単身高齢者向けの事業を実施していることから、事業に参加する高齢者については、その居住状況を把握することができ、また、事業に参加することで単身高齢者と地域との接点も生まれるため、継続的に見守り活動を行うことが可能となる。

しかし、事業に参加しない高齢者は近隣と疎遠であることも多く、地区福祉委員会においてその居住状況を把握することは困難である。

高齢者の孤立を防ぐためには、そういった地域と関わりの少ない単身高齢者に対して、地区福祉委員会が実施する事業への参加の呼びかけを行うなどして、日々の見守り活動等につなげていくことが求められるが、そういった取組みを実施するためには、地区福祉委員会において地域における単身高齢者の居住状況を網羅的に把握することが必要不可欠である。

そのため、実施機関が住民基本台帳に記録された情報に基づき作成した単身高齢者名簿を年1回程度、茨木市社会福祉協議会に提供し、地区福祉委員会も含め、情報を共有することによって、地域の見守りの網の目を細かくし、高齢者が社会から孤立せず、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指すものである。

2 外部提供先及び提供方法

外部提供先である「茨木市社会福祉協議会」は、社会福祉法第109条に規定する市町村社会福祉協議会であり、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体である。その内部組織である「地区福祉委員会」は、おおむね小学校区ごとに組織された地域住民によるボランティア団体で、多くは自治会等から選出された住民によって構成されている。

本市の保健福祉施策を総合的・体系的に推進することを目的として策定した「総合保健福祉計画（第2次）」においても、茨木市社会福祉協議会は、国が提唱している「地域共生社会」の実現に当たり、市と地域住民とをつなぎ、地域での活動をバックアップする役割を担う団体である旨を記載している。また、社会福祉法第106条の3第1項では、地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援の積極的な実施を通じ、地域課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備することが市町村の努力義務として規定され、市町村は、「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境整備に関する施策を実施することが求められており、本市においても、地域福祉の推進において、地域住民の活動を支える茨木市社会福祉協議会と連携・協力することが必要である。

茨木市社会福祉協議会の組織は、別紙1のとおりであり、次のとおり単身高齢者名簿の提供を行うものである。

	提供する名簿	提供方法
実施機関→茨木市社会福祉協議会事務局	市内全域の単身高齢者名簿	電子情報
茨木市社会福祉協議会事務局 →各地区福祉委員会（提供を希望する地区のみ）	当該地区の単身高齢者名簿	紙媒体

3 名簿の利用方法

別紙2に示すとおり各地区福祉委員会が行う事業の案内等に利用し、そこから日々の見守り活動等につなげていく。

4 個人情報保護のための安全対策

(1) 事務局における安全対策

ア 市と茨木市社会福祉協議会とにおいて、別紙3のとおり単身高齢者名簿の提供に関する協定書を締結する。

イ 市は、電子情報、外部記憶媒体にそれぞれ異なるパスワードを設定した上で名簿を提供し、茨木市社会福祉協議会事務局は、外部のネットワークと接続ができない特定の端末でのみ使用する。

ウ 外部記憶媒体については、移動の際に細心の注意を払うだけでなく、不正や事故防止の観点から複製を禁じる。また、媒体自体は施錠可能なロッカーに厳重に保管するよう徹底させる。

エ 出力は最低限必要な部数に限定する。また、出力した名簿を茨木市社会福祉協議会事務局において管理する場合は、施錠可能なロッカーに厳重に保管し、不要になれば速やかにシュレッダーで廃棄するよう徹底させる。

オ 地区福祉委員会に提供した名簿は事業終了後又は当該年度末に、茨木市社会福祉協議会事務局が回収し、シュレッダーで廃棄する。また、外部記憶媒体は市に必ず返却する。

カ その他名簿の取扱いについては別紙4「社会福祉法人茨木市社会福祉協議会個人情報保護規則」の定めによるものとする。

(2) 地区福祉委員会における安全対策

ア 茨木市社会福祉協議会は、名簿の取扱要領を定め（別紙5のとおり）、地区福祉委員会に対し、文書で通知する。

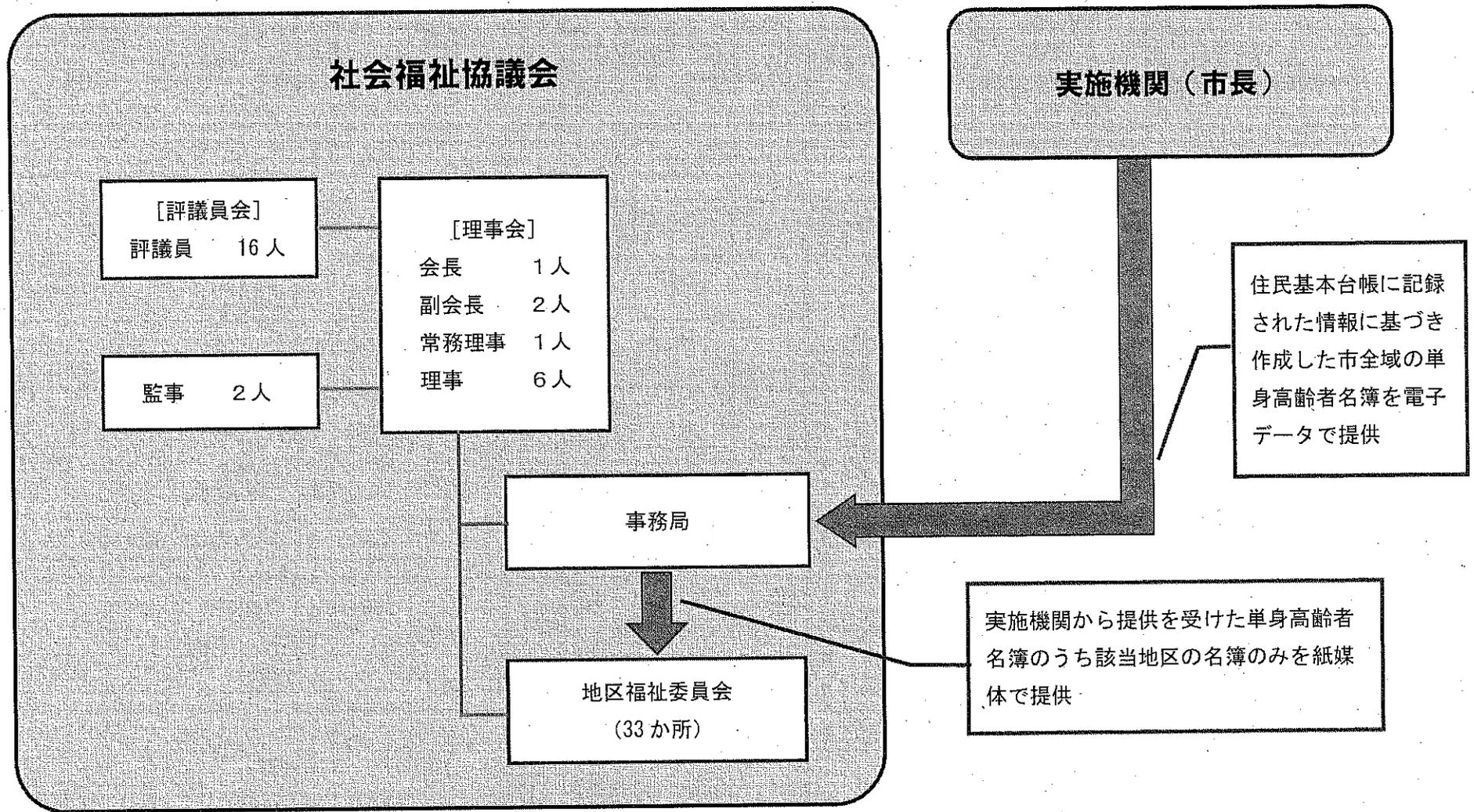
イ 名簿を閲覧する地区福祉委員のリストを地区福祉委員会において作成し、茨木市社会福祉協議会事務局に提出する。

ウ 名簿は地区福祉委員会において施錠可能なロッカー等に保管する。

5 参考資料

関係法令 別紙6のとおり

<単身高齢者名簿の提供>



名簿を使用する地区名と事業内容（令和3年度実施案）

	地区名	事業	事業内容
1	中条	ふれあいの集い・会食サロン	ふれあいの集い（年1回、食事会・日ごろの活動紹介）、福祉委員会手作りの食事会
2	春日	会食会	食事会（手作りとお弁当活用と併用）と歌体操や健康講座の催し
3	玉櫛	ハハ会（会食会）・ハハのつどい	民生委員さんへ実態確認依頼および単身高齢者へハハのつどい（ふれあいの集い）案内。参加者には日ごろの活動案内を実施。
4	豊川	食事会	昼食会とマジックや演奏会などの催し（年1回）
5	見山		
6	玉島	ふれあいの集い（食事会）	毎月のいきいきサロンに参加されない方の安否確認を兼ねる
7	三島	会食会	毎月実施している食事会と催しの対象者掘り起こしに活用
8	東	会食会	毎月の給食サービス（福祉委員会手作りの食事）対象者の掘り起こしに活用
9	春日丘	ふれあいの集い・会食会	ふれあいの集い（食事会・ゲーム・演奏会）参加者に毎月の実施している食事会（福祉委員会手作りの食事）会員加入案内
10	茨木	ふれあいの集い	食事会（茨木蕎麦打ち倶楽部のお蕎麦など）と特殊詐欺の勉強会などの催し（年2回程度）
11	石河		
12	太田	サロン（演奏会・軽食・体操）・ 防災ピュッフェ	サロン：演奏会・軽食・体操、防災ピュッフェ：ローリングストック勉強会とアルファ米の体験 日ごろ活動に参加されない方へも案内。参加者に地区事業を紹介
13	清溪		
14	安威	単身高齢者のつどい	食事会・演奏会
15	福井	会食会	4月お花見会、毎月の会食会（福祉委員会手作りの食事、コーラスなどの催し含む）参加者掘り起こしのために活用
16	中津	会食会	4月お花見会、毎月の会食会（血圧測定・健康相談、日本舞踊や手品などの催し含む）参加者掘り起こしのために活用
17	大池	会食会	福祉委員会で実施している会食会（年7回程度）参加者掘り起こしのために活用
18	郡	会食会	毎月の会食会（福祉委員会手作りの食事、演奏会などの催し含む）参加者掘り起こしのために活用
19	天王	配食・食事会	福祉委員会手作りお弁当の配食（年9回）、年1回の会食会（余興含む）
20	沢池	会食会	福祉委員会手作りの食事会（年5回程度）と落語や手品、ピンゴゲームの実施
21	新郡山	ふれあいお楽しみ会・集い	小学生の演奏、落語などの催し後、お弁当を食べながらの歓談
22	水尾	配食・カレーパーティー	75歳以上の方へ年3回程度の配食（年度初めに希望者の確認のため声かけ訪問）。70歳以上の方を対象に会食カレーパーティーを実施。配食対象外の方へ民生委員や福祉委員会の紹介。
23	葦原	見守り訪問・ふれあいの集い	粗品を持って安否確認訪問、ふれあいの集い（年1回食事会、地域の演歌歌手による演歌特集）
24	庄栄	激励会・お誕生日月お祝い	激励会（年1回食事会、ゲームなど含む）、お誕生日月の食事券プレゼント
25	畑田	会食会	福祉委員会手作りの食事会（年2回程度、健康講座など催し含む）
26	耳原	ふれあいの集い	健康を意識した催しと福祉委員会手作りの食事（春と秋の行事）
27	山手台	配食	街デイに参加できない方へ手作りの食事を配食
28	白川	ふれあいの集い	手品やゲーム、コーラスなどの催しと食事会
29	東奈良	会食会	福祉委員会手作りの食事、ハーモニカ演奏やクリスマスコンサートなどの催し（年6回）
30	穂積	会食会	毎月の会食会（福祉委員会手作りの食事、健康体操などの催し含む）参加者掘り起こしのために活用
31	西河原	ふれあいの集い	社協事業・包括事業の説明、食事会、ハーモニカ演奏などの催し（年1回）
32	西	ふれあい広場、会食会	シニアデビューふれあい広場（食事会、演奏会）、食事会（年5回）※食事はすべて手作り
33	彩都西	食事会	開催場所を2カ所に分けて食事会（福祉委員会手作り）と健康講座

単身高齢者名簿の提供に関する協定書（案）

茨木市（以下「甲」という。）と社会福祉法人茨木市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、単身高齢者名簿（以下「名簿」という。）の提供に当たり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1 この協定は、甲が乙に単身高齢者の名簿情報を提供するために必要な事項を定めることを目的とする。

（名簿情報の活用）

第2 乙は、甲から提供を受けた名簿情報により、内部組織である地区福祉委員会が実施する事業への参加の呼びかけを行うなどして、日々の見守り活動等につなげ、地域の見守りの網の目を細かくし、高齢者が社会から孤立せず、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指す。

（個人情報の利用及び提供の制限）

第3 乙は、名簿に係る個人情報を第2に定める事項以外の目的に利用してはならない。
2 乙は、名簿から知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
3 乙は、甲の指示がある場合を除き、名簿から知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

（守秘義務）

第4 第3に規定する事項は、本協定終了後においても同様とする。

（名簿の管理及び更新）

第5 乙は、提供を受けた名簿について、適正な管理を行うものとする。
2 乙の代表者は名簿管理者を兼ねるものとする。

（事故発生時における報告）

第6 乙は、名簿の紛失、盗難やその他の事故が生じ、又は生じるおそれのあるときは、直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。

（名簿の管理に関する報告及び検査）

第7 甲は、この協定の履行に関し必要があると認めたときは、乙に対して報告を求め、

又は検査を実施することができる。

2 乙は、前項の規定により甲から報告や適正な措置を講ずることを求められたときは速やかに応じ、また、甲から検査を受けたときはこれに協力しなければならない。

(協定に違反したときの措置)

第8 甲は、乙が本協定に違反したときは、必要に応じて茨木市個人情報保護条例に則って対応するものとする。

(その他)

第9 本協定に定めのない事項及び本協定に関する疑義が生じたときは、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年 月 日

甲 茨木市駅前三丁目8番13号
茨木市
代表者 茨木市長 福岡洋一

印

乙 茨木市駅前三丁目7番55号
社会福祉法人茨木市社会福祉協議会
会長 福井紀夫

印

社会福祉法人茨木市社会福祉協議会個人情報保護規則

第1章 総則

(目的)

第1条 個人情報が個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取扱われることが強く求められている。この規則は、社会福祉法人茨木市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）として、協議会が 保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、協議会の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 個人情報データベース等 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集積物又はコンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体で処理した個人情報を一定の規則にしたがって整理又は分類し、特定の個人情報を容易に検索することができる状態においているものをいう。
- (3) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (4) 保有個人データ 協議会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの又は違法若しくは不当な行為を助長し又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。
- (5) 本人 個人情報から識別され又は識別され得る個人をいう。
- (6) 従業者 協議会の指揮命令を受けて協議会の業務に従事する者をいう。
- (7) 匿名化 個人情報から当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所の記述等、個人を識別する情報を取り除くことで特定の個人を識別できないようにすることをいう。

(協議会の責務)

第3条 協議会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて必要な措置を講じて個人情報の保護に努める。

2章 個人情報の利用目的の特定等

(利用目的の特定)

第4条 協議会は、個人情報を取扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」とい。）をできる限り特定するものとする。

2 協議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。

3 協議会は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

(事業ごとの利用目的等の特定)

第5条 協議会は、別に定める様式により、個人情報を取扱う事業ごとに個人情報の種類、利用目的、利用・提供方法等を定める「個人情報取扱業務概要説明書」を作成するものとする。

(利用目的以外の利用の制限)

第6条 協議会は、あらかじめ本人の同意を得ることなく前2条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱わないものとする。

2 協議会は、合併その他の事由により他の団体等から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わないものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ないで前2条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことができるものとする。

(1)法令に基づく場合

(2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5)出版、報道等により公にされているとき。

(6)専ら調査研究又は統計の作成のために、個人データを匿名化して利用するとき。

4 協議会は、前項の規定に該当して利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、その取扱う範囲を真に必要な範囲に限定するものとする。

第3章 個人情報の取得の制限等

(取得の制限)

第7条 協議会は、個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、適

法かつ適正な方法で行うものとする。

2 協議会は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については取得しないものとする。

3 協議会は、個人情報を取得するときは、原則として本人からこれを取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等の規定に基づくとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 所在不明、判断能力が不十分等の事由により、本人から取得することができないとき。

(5) 出版、報道等により公にされているものから取得することが正当であると認められるとき。

(6) 茨木市（以下「市」という。）その他の行政機関から提供を受けるとき。

(7) 相談、援助、指導、代理、代行等を含む事業において、本人から取得したのではその目的を達成し得ないと認められるとき。

(8) その他、本人以外の者から取得することに相当の理由があると認められるとき。

4 協議会は、前項第4号から第8号までの規定に該当して本人以外の者から個人情報を取得したときは、その旨及び個人情報に係る利用目的を本人に通知するよう努めるものとする。

（取得に際しての利用目的の通知等）

第8条 協議会は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し又は公表するものとする。

2 協議会は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合、その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要な場合には、この限りでない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し又は公表することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第4章 個人データの適正管理

(個人データの適正管理)

第9条 協議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人データを正確かつ最新の状態に保つものとする。

2 協議会は、個人データの漏えい、滅失、き損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

3 協議会は、個人データの安全管理のために、個人データを取扱う従業者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

4 協議会は、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを、確実かつ速やかに破棄又は削除するものとする。

5 協議会は、個人情報取扱いの全部又は一部を協議会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

第5章 個人データの第三者提供

(個人データの第三者提供)

第10条 協議会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 協議会内で利用し又は市その他の行政機関に提供する場合で、個人データを利用し又は提供することが、本会の掌握する事務事業の遂行に必要不可欠のものであるとき。

(4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(6) 出版、報道等により公にされているとき。

(7) 専ら調査研究又は統計の作成のために、個人データを匿名化して、利用し又は提供するとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、公益上の必要その他の相当な理由があると認められるとき。

2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1) 協議会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

- (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であつて、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 3 協議会は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。
- 4 協議会は、協議会以外の者に個人情報を提供する場合において、必要あると認める時は、提供を受ける者に対して、次の各号について使用の制限を付し又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めるものとする。
 - (1) 秘密保持の義務
 - (2) 目的外使用の禁止
 - (3) 第三者への提供の禁止
 - (4) 複写及び複製の禁止
 - (5) その他、協議会が必要と認める事項

第6章 保有個人データの開示、訂正・追加・削除・利用停止

(保有個人データの開示等)

第11条 協議会は、本人から当該本人に係る保有個人データについて、書面又は口頭により、その開示（当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の申出があつたときは、写真等により客観的に本人であることが証明できる書類（運転免許証・旅券等。以下「本人確認書類」という。）により本人であることを確認の上、開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 協議会の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれのある場合
- (3) 協議会が、市その他の行政機関と協力して行う事務事業又は協議会が市その他の行政機関から依頼、協議を受けた事務事業に関する個人情報であつて開示することにより、市その他行政機関との協力関係又は信頼関係を損なうおそれのある場合
- (4) 第三者から取得した情報に係るものである場合において、当該第三者との協力関係又は信頼関係を損なうおそれのある場合
- (5) 法令等に違反することとなる場合

2 開示は、書面により行うものとする。ただし、開示の申出をした者の同意があ

るときは、書面以外の方法により開示することができる。

- 3 保有個人データの開示又は不開示の決定の通知は、本人に対し書面により遅滞なく行うものとする。

(保有個人データの訂正、追加、削除、利用停止等)

第12条 協議会は、保有個人データの開示を受けた者から、書面又は口頭により、開示に係る個人データの訂正、追加、削除又は利用停止の申出があったときは、本人確認書類により本人であることを確認の上、利用目的の達成に必要な範囲において遅滞なく調査を行い、その結果を申出をした者に対し、書面により通知するものとする。

- 2 協議会は、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

第7章 組織及び体制

(個人情報保護管理者)

第13条 協議会は、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理者(以下「管理者」という。)を定め、協議会における個人情報の適正管理に必要な措置を行わせるものとする。

- 2 管理者は、事務局長とする。
- 3 管理者は、会長の指示及び本規則の定めに基づき、適正管理対策の実施、従業者に対する教育・事業訓練等を行う責任を負うものとする。
- 4 管理者は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直しや改善を行うものとする。
- 5 管理者は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を各事業を分掌する従業者に委任することができる。

(苦情対策)

第14条 協議会は、個人情報の取扱いに関する苦情(以下「苦情」という。)について必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

- 2 苦情対応の責任者は、事務局長とする。
- 3 苦情対応責任者は、苦情対応の業務を従業者に委任することができる。その場合は、あらかじめ従業者を指定し、その業務の内容を明確にしておくものとする。

(従業者の義務)

第15条 協議会の従業者又は従業者であった者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ又は不当な目的に使用してはならない。

- 2 本規則に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した従業者は、その旨を管理者に報告するものとする。
- 3 管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅

滞なく会長に報告するとともに、関係事業部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

第8章 雑 則

(費用負担)

第16条 第11条第2項の開示に要する費用は、写しの作成に要する費用及び請求者が郵送を希望する場合の郵送料とし、請求者の負担とする。ただし、会長が必要と認めるときは免除することができるものとする。

2 前項の費用は、協議会が別に定めるものとする。

3 前項の費用は、前納とするものとする。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する

名簿の取扱要領（案）

1 目的

この要領は、茨木市から提供を受けた単身高齢者名簿（以下「名簿」という。）について、事業の実施のために茨木市社会福祉協議会から地区福祉委員会に提供する際の取扱いを定めることを目的とする。

2 名簿管理・使用の注意点

個人情報を含む名簿の管理は、次の点を厳守すること。

- (1) 第三者（家族を含む。）の目に触れないよう、鍵のかかるロッカー等に保管すること。
- (2) 保管、使用及び搬送に際しては、事故のないように適正に行うこと。
- (3) 地区福祉委員会が行う事業以外の目的での使用はしないこと。
- (4) 第三者に提供しないこと。
- (5) 作業場所を特定し、その作業場所から無断で持ち出しはしないこと。
- (6) コピー、複製はしないこと。
- (7) 事業終了後又は当該年度末に名簿は茨木市社会福祉協議会に返却すること。

3 閲覧者リストの作成・提出

名簿を閲覧する地区福祉委員のリストを地区福祉委員会において作成し、茨木市社会福祉協議会に提出する。

4 不適切な取扱いに対する措置

茨木市社会福祉協議会は、名簿の提供を受けた地区福祉委員会が、不適切な取扱いをしていると認められる場合は、直ちに提供を中止し、当該名簿の利用の中止、返還その他必要な措置を講じる。

5 紛失等の事故発生した場合の対応

名簿等の紛失の事故が生じた場合は、直ちに茨木市社会福祉協議会に報告するとともに、当該事故による損害を最小限にとどめるために必要な措置を講じること。

茨木市社会福祉協議会は、茨木市へ連絡し、対応を協議・決定するとともに、直ちに対応する。

社会福祉法

(昭和二十六年三月二十九日)

(法律第四十五号)

(包括的な支援体制の整備)

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

- 2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区及び同法第二百五十二条の二十の二に規定する総合区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
- 3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。
- 4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。
- 5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の数分の五を超えてはならない。
- 6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。